

○山井委員 四十五分の質問時間をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、三点、限定正社員の問題、そして、都市部の特別養護老人ホームの待機高齢者を地方、田舎の老人ホームに入居させるという、一步間違えば現代版構想について、そして最後は、介護保険から百五十万人の軽度の高齢者が外される、そういう検討をされているという、その三点について質問をさせていただきます。

この限定正社員の問題、今既に、電機関係の会社などで限定正社員というものは、労使が合意して、あるわけです。それについては、労使が合意してやっておられるわけですから、私たちは何ら問題だとは思いません。しかし、今、産業競争力会議、さらに、規制改革会議の雇用ワーキング・グループで議論されていることについては、どうやら、資料を見ると、解雇しやすくするのではないか、そういう心配が出ております。

例えば、一枚目、フリップをつくりました。これは厚生労働省の作成の資料でございますが、ここを見ていただければわかりますように、非常にわかりやすいですね、雇用保障について逆三角形になっております。そして、真ん中に限定正社員が出ております。ということは、正社員よりも限定正社員になるほど雇用保障が弱くなる、これは厚生労働省の作成された資料であります。

そして、次のページを見てください。その雇用ワーキング・グループの座長の方のペーパーでも、赤線を書きましたように、「正社員改革」「解雇ルールのあり方」。働き方じゃないですよ。働き方の多様化ではなく、解雇ルールのあり方ということ優先的検討事項とする。それで、地域・職務限定型正社員の解雇ルールを整備ということが議題に上がっております。

それで、次のページ、三ページを見てください。赤線で引きましたように、このワーキングチームでは、限定正社員の解雇ルール整備から議論に入る、つまり、言葉で言うと解雇ルール整備と何か曖昧な話ですが、要は、限定正社員だったら、工場がなくなったら解雇できますよね、その職種がなくなったら解雇できますよねということを明確化したいという話であります。

そこで、この議事録なんですけど、なかなか出てきていないわけでありまして。この会議は、この資料にもございますように、過去ずっと行われておりますが、四月十九日の議事録が四十日たって三日前に出ただけでありまして、四月二十五日、つまり一カ月前の議事録、そして第五回、第六回、全く議事録も出てこないんです。

私が聞いたときは一週間程度で出しますと言っていたのに、一カ月たっても出てこない。担当者に来てもらっていますが、これはどういうことですか。一週間で出すと聞いているのに、会議は終わっているわけですよ、何かこれは隠しているんですか。

○滝本政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初に、議事概要の公表が大変おくれておりますこと、大変申しわけなく思っております。

言いわけするつもりではありませんけれども、雇用のワーキングを含めまして四つのワーキングが、かなり頻繁に開かれているようなこともございまして、速記録が上がりましたら、委員の確認をとって議事録として公表しているんですけれども、そういうことで、会議の数が非常に多いというようなこともあって大変おくれてるのが実情でございます。

何も、議事概要を隠すつもりで、意図的におくらせているわけではございません。

以上でございます。

○山井委員 ここで議論されているのは、限定正社員に変わったら解雇しやすくなるかもしれないという、働く者の意思を、日本社会のあり方にもかかわる重要な問題で心配しているんです、私たち。

四月二十五日、五月九日、五月十四日、いつ出すんですか。

○滝本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、四月二十五日、それから五月九日の議事概要は、今委員に確認を求めていますけれども、近くその返答が得られるということでございますので、週明け早々にも公表するようにいたしたいと思っております。

それから、あと、五月十四日の議事概要でございますが、これも、今確認作業を急いでおりますので、できるだけ早急に公表したいと思っております。

○山井委員 五月十四日のはいつ出すんですか。というのは、もうこれは取りまとめが出てきてしまうわけですよ。

五月十四日はいつ出しますか。

○滝本政府参考人 まだ委員の確認が終わっておりませんので、確定日をもって、今お答えするわけにはいきませんが、可及的速やかに公表していきたいと思っております。

○山井委員 では、雇用ワーキングの取りまとめはいつするんですか。

○滝本政府参考人 次回は五月二十九日を予定しておりますので、そこで取りまとめに向けてのワーキングとしての議論がなされるものと考えております。

○山井委員 ちょっと時間をもったいないので……（発言する者あり）走ってください。

それが最終取りまとめですか、五月二十九日が。

○滝本政府参考人 お答え申し上げます。

その日が最終取りまとめになるかどうかは、審議の状況にもよりますので、私の方から確定的なことを申し上げるわけにはまいりませんけれども、いずれにいたしましても、答申は六月上旬早々にはまとめていかないと考えていますので、それに向けてワーキングの報告書もまとめていく、そのようになると思います。

○山井委員 なぜ私が心配しているかということ、議事録が取りまとめまでに出ないんじゃないかという心配をしているわけですよ。

田村大臣、五月十四日、今後の取りまとめに向かっての重要な雇用ワーキング、厚生労働省の職員はこの会議を傍聴していますか。

○田村国務大臣 五月十四日の雇用ワーキング・グループにおきまして、厚生労働省の職員は傍聴しておりません。

○山井委員 なぜ傍聴していないんですか。解雇のこととか限定正社員というのは、どう考えても厚生労働省の担当分野でしょう。

なぜ傍聴しないんですか。

○田村国務大臣 それは担当事務局の方にお聞きください。

○山井委員 いや、田村大臣、教えてください。

知らないんですか。傍聴していない理由を知らないんですか。知らないなら知らないと言ってください。知っているなら知っていると言ってください、理由を。

○田村国務大臣 直接担当事務局から聞いておりませんので、担当事務局の方にお聞きください。

○山井委員 田村大臣は理由を知らないようですから、内閣府、どういう理由で厚生労働省は傍聴されていないんですか。それまでのワーキングチームは傍聴されていると聞いていました。

○滝本政府参考人 お答えいたします。

これまでは、厚労省の方にもお願いをいたしまして、傍聴してきていただいております。

ただ、前回傍聴をお願いしなかったのは、その審議の内容が、報告書の内容、文言表現とかそういったことに入っていき、言ってみれば、答申に向けての起草の段階に入りましたので、委員同士で自由に意見交換をしようということで厚労省には傍聴をお願いしなかった、そういう事情によるものでございます。

○山井委員 田村大臣、これから取りまとめで重要な打ち合わせがあるから、厚生労働省に入ってきてもらったら困るということなんですが、それで傍聴は断られたんですよ。

田村大臣、田村大臣が日本の雇用や解雇の責任者ですよ。厚生労働省が責任を持っているわけですよ。傍聴すら断られている、この現状について、田村大臣、どう思われますか。

○田村国務大臣 最終的には、法律改正等々、制度改正があれば厚生労働省が行うことになる。しかも、これは、労政審等々しっかりと、労使ともに話し合っていた中でという話でございます。

今の話に関しましては、詳しいこと、どういうことなのか、しっかりと状況をお聞かせいただくようにいたします。

○山井委員 それで、厚生労働省も外す中でこういう解雇にかかわる議論をするなんということは、私はあり得

ないと思っております。

これは、今後出てくる答申で、限定正社員になったらその場合は解雇がされやすくなるのか、その解雇に関するルールを限定正社員という制度の中で定義するとか、そういうふうなことが出てくる可能性はあるんですか、内閣府。

○滝本政府参考人 限定正社員のあり方について議論されていることは事実でございます。

そして、会議といたしましては、今後のワーク・ライフ・バランスの問題とか、あるいは非正規から正規への移動といったようなことを考えますと、いわゆるジョブ型正社員というものをふやしていこう、そういうような基本的な方向に立っていると思います。

その際に、人事、処遇のあり方というものを今よりもっとはっきりさせていかななくてはいけないというような問題意識に立っております、その一環といたしまして、確かに解雇の話も議論には出ておりますが、委員御懸念のように、解雇をしやすくする、そういった観点から議論をされていることは一度もございません。

○山井委員 私は、四月十一日の議事録を見ているんですよ。限定正社員になると解雇しやすくなる、そういう議論がされているところを附箋で張っているんですよ。その議論をしているじゃないですか。

ということは、取りまとめのときに、限定正社員に関連して解雇ルールに関する何かの提言、解雇の部分は一切さわらないということですか。

○滝本政府参考人 最終的な答申の文言をどうするかというのは、まさにこれから会議で議論をされますので、私が今、それが記載されるとかされないとか申し上げる立場にはございませんけれども、これまでの経緯を見ますと、解雇をしやすくするという観点からこの限定社員の問題が議論されている、そのように私は思っておりません。

○山井委員 微妙な表現をされましたが、それが目的ではなかったとしても、限定正社員の方が解雇ルールは弱いですよという議論はここでされていて、それをはっきりさせましょうという議論をしているんじゃないですか。

田村大臣、厚生労働省は残念ながら外されているわけですが、これは成長戦略に入っていくわけですよ。産業競争力会議からも出ますから。その中で限定正社員というのが提案されて、結果的に、それを目指しているかどうかは抜きにして、限定正社員というのが今までの既存の正社員よりも解雇ルールが弱くなる、そういうことになる可能性というのがありますか、全くありませんか。

○田村国務大臣 もう委員も御承知だと思いますけれども、解雇というのは自由なんですね、労働契約において。ただし、解雇の権利、権利というのは、民法一条三項に規定されておりますけれども、要は、権利の濫用というものはよろしくない、こうなっているわけです。

つまり、権利というものは、その内在するものとして法的な要請があるわけでありまして、その中に、濫用しちゃうんじゃない、そういうものが法的な要請として内在しているんですね、社会規範的なものが。ですから、権利は、いろいろな権利がありますが、それは濫用はできないというふうになっている。そして、そこから、労働契約法十六条、解雇権の濫用法理というものがあるわけでありまして。

今言われたのは多分整理解雇の話だというふうに思うんですけども、そもそも整理解雇というものは……（山井委員「短くお願いします。結論をお願いします」と呼ぶ）いや、これは大変重要なことでございますから、聞いていただかないと私の結論が御理解いただけないと思いますから……（山井委員「早く結論を言ってください」と呼ぶ）ここでやり合っても仕方がないんですけども。

例えば、客観的に合理的な理由がない、そういう解雇は、これは認められないわけでありましてね。それから、社会通念上不適当というような、そういうようなものも、これも認められないわけでありまして。

そういうことを考えますと、そもそも、解雇権の濫用法理というものは、限定社員であろうが、限定のない社員であろうが、これは持っているんですよ。解雇することに対しては濫用しちゃいけない、こういうようなことは、解雇権濫用法理というものは適用されるわけでありまして。

ならば、この限定社員という考え方を、限定されていない社員と比べて解雇しやすいかどうかというのはどうなんだというお話だと思いますが、今も、委員がおっしゃられたとおり、限定した社員というのはいらんですよ。

今委員おっしゃられましたよね、いるんです。その方々に対して、ただ単に、契約が限定した職務や職種や時間… (山井委員「結論を言ってください、結論を。質問時間を延ばしてくださいよ、こんな長々答弁するんだったら」と呼ぶ) いや、これは聞いてもらわないと理解いただけないから言っているんです。山井委員、この間の予算委員会と同じように、私の話を聞いていただかないと、また後でおかしな質問になりますから、よく聞いてください。

要するに、職種や職務や時間、こういうものに限定されている職員、この職員と契約していても、人事労務管理上実態が違っていたら、これは限定じゃないんです、解雇するときには。わかりますか。つまり、契約が限定であろうとも、実際問題、人事労務管理が限定されていないような働き方であったとするならば、これは解雇権を発動するとき、実は裁判所は、つまり司法は、これを限定社員とは認定しない可能性が十分にあるわけですよ、実態が違うから。つまり契約の話じゃないんです。

となれば、今も限定社員がおられますよね、おられます。この方々に対する整理解雇の司法の判断というものの、それと今回、仮に、これからいろいろな議論はありますけれども、制度としてこういうようなものを進めていこう、今もあるんですから、今ある制度を進めていこうということですね、広げていこうということです。その場合の新しい、今回出てきた限定社員、これは、実態がどうかということを判断するのは司法ですから、司法が、職務、職種、いろいろなものを見た上で、解雇するときになんかということ判断されるんです。

それは、今の限定社員と実態がどうかということを判断した上で、整理解雇するとき司法がどう判断するかということでございますから、その実態は変わらない、現行と変わらないということであろうというふうに思います。

○山井委員 時間稼ぎはやめてください、限られた時間ですから。

田村大臣、申しわけないけれども、田村大臣の見解はわかりますが、厚生労働省は外されて議論をされているんです。だから、そういう意味では、私はこれは、今おっしゃった整理解雇の四要件が限定正社員では弱まりますねという提言が出てくる可能性は極めて高いと思います。

それでは、内閣府にお聞きします。

限定正社員というのは、新入社員の募集のときだけじゃなくて、今まで普通の正社員だった人が、あなた、来年から今後限定正社員というように変わる可能性、途中で変わる可能性もあるんですか。

○滝本政府参考人 変わる可能性があるかどうかといったようなことは、会議で決めるような話ではないと思いますけれども、議論の中では、従来の正規職員が限定社員に転換するというようなことは、可能性としてはあるという議論はされております。その場合も、当然、転換される労働者の同意が前提だということもあわせて議論されております。

○山井委員 同意といっても、無期雇用に残るという選択肢が用意されていなかったら、それは本当の同意ではないわけですからね。

これは、議事録も出てくるでしょうし、提言も出てくるでしょうから、答えは出ると思います。

こういう議論になるのは、議事録を出さないから。厚生労働省も排除しているからこういう議論になるんですよ。大切な議論はもっとオープンにしないとだめです。

そして、次。都市部の高齢者に田舎、地方の特別養護老人ホームに入ってもらおうという検討会をやっているわけですね。

これは、田村大臣、ストレートに聞きますが、杉並区が南伊豆町に何か特養を建てて、そこに、杉並区で待機している要介護高齢者が多いから入ってもらおうという事例も含めて、議論をしているそうなんです。

田村大臣、杉並区の待機している高齢者が南伊豆町の特養に入るというのは、ここに、「杉並区—南伊豆事例の横展開」と書いてあるんですよ。横展開という日本語を皆さんは聞いたことがありますか、横展開。この事例は、田村大臣、いい事例なんですか、悪い事例なんですか。

○田村国務大臣 ちょっと委員、先ほどの話、若干御説明させてください。

ですから、限定社員が進んだとしても、そもそも、先ほど言いましたが、民法一条三項なんですよ、権利の濫用というのは許されないんです。

ですから、結果的に、例えば、どんなに限定社員を首を切りやすくしようとしても、そもそも、権利に内在する法的要請で、権利の濫用というものは許されないわけでありますから、そう考えたときに、そんな法律が本当にできたところでどうなのかという議論がちゃんとあるわけでありますから、そんな、どんどん限定社員にして、首を切りやすい法律をつくろうなんて、そんなことは考えていないと私は思いますよ。

というふうに、まずは前の話を整理させていただいた上で、今回の話をさせていただきたいと思います。

南伊豆町とそれから杉並区、これはもう歴史的につながりが非常にありまして、例えば養護学校、臨海学校、こういうものが、実は、杉並区のが南伊豆町にあるんです。昔からのつながりがある。町民同士、また区民同士もいろいろなつながりがある。こんな中で、お互いによく気心が知れている部分があるんですね。そこでこういう話が出てきたということであります。ですから、そこは地域の信頼感の中でやられる話でありますから、それを否定するものでもございません。

そういうような各地域のつながりというものがある中において、住民の方々が理解して、特養、あそこがいいな、老後はああいうところで暮らしたいと言われるのであるならば、それは決して悪い話ではないというふうに思います。

ちなみに、今言われた検討会でありますけれども、決して特養を外に出そうというだけではなくて、都市部のこれからの高齢者介護、どのような提供体制をすべきかということも議論をしておるわけでございまして、五月の二十日に設置して、検討が始まったということでございます。

○山井委員 田村大臣、くしくも、都市部でどう介護できるかも検討すると。

でも、五ページを見てください。これはもともとは産業競争力会議で、四十二万人の特養入居待ちの解消に向け、杉並区、南伊豆町の取り組みを横展開するようにと産業競争力会議に言われて、次のページ、その競争力会議で厚生労働省が回答したわけですね、好事例を紹介していくと。この六ページ、好事例紹介。

田村大臣、私は、議員になる前は高齢者福祉を大学で教えていましたし、秋葉さんも政経塾の後輩だから知っていると思いますが、私、二十年以上前から介護問題をずっとやっています、老人ホームで実習して。

田村大臣、これは大変なことですよ。住みなれた地域で高齢者を支える、これが日本の厚生労働行政の大方針じゃなかったんですか。それを、杉並区、南伊豆町を好事例と言ってしまったら、住みなれた地域で支えなくてもいい、田舎や地方に、待機の高齢者をどんどんどんどん・・・みたいに出していってもいいということに、これは大方針ですよ。

田村大臣、先ほど高齢者が望めばとおっしゃいましたが、特養待機者の七、八割は認知症です。その方々が、例えば地方の老人ホームに入った場合、面会に来る人は多いんですか、家族は面会しやすいんですか、知り合いは面会できるんですか。そこはお年寄りが孤独に感じるとは思いませんか。どう思いますか。(発言する者あり)

○松本委員長 御静粛に願います。

○田村国務大臣 まず、何か、都会はよくて地方は・・・だというのは、ちょっと言い過ぎですよ。(山井委員「違う、違う、違います」と呼ぶ) これは不適切な発言だと思いますから、撤回された方が私はいいと思いますので、次の発言のときに撤回された方がいいと思いますよ。

住みなれたところ……(発言する者あり) 確かに・・・も問題ですよ、それもね。

いずれにいたしましても、住みなれたところからほかのところに行くのに対して、それはよくないんじゃないんですかというようなお話であるというふうに善意に受けとめて、私は今から御答弁をさせていただきます。じゃないと、そんな・・・なんという前提では、私は答弁したくありません。それでいいですね。

お互いに、この場合に、信頼関係のある地域同士なわけですよ、これは。ここに書いてある南伊豆町と杉並区というのは昔から非常に深い関係があって、だから、先ほども言ったような施設も、実は杉並の施設があるわけなんです、ここに。

そういうことも含めて、そもそも、御本人がそういうところで住みたいという自由まで、あなたはこの町にずっといなさいなんて言えるはずがないので。

もちろん、そんな、無理やり、嫌がっている、入所する前から、私はあそこには行きたくない、入所するのも行きたくないというふうに言われていた方々が、無理やりそこに行かされるなんということ、それは私もだめだ

と思いますよ。だけれども、御本人もお元気なときに、私がもし要介護になって入所するとすればあそこがいいなど思われているものまで、いやいや、あなたはこの地域に限定して、それこそ限定して、介護を受けなさいなんて言われる方がおかしい話なので、御本人の権利というのは当たり前じゃないですか。

そもそも、御本人が行きたくないと言われているものを行かせるという話ではないわけでございまして、そこは信頼関係の中で、そういうようなおつき合いをされて、老後をそういうところでお住みになられたたいと言われる方は、そこに行かれることは悪いことではない。

私は、むしろ、御本人の希望である中でそういうことが実現するならば、それはいいことでありますから、それを横展開するというのは決して悪いことではないと思います。御本人の意思が大切であろうというふうに思います。

○山井委員 田村大臣、やはり田村大臣は、日本の介護の歴史をしょっておられるわけですよ。

そして、今までは、少なくとも厚生労働省の歴史上ずっと、住みなれた地域で、できる限り、地域包括支援システムを含めて、高齢者を面倒見よう。私は、はっきり言って、これは日本人の美徳だと思いますよ。家族だけで面倒を見られなくても、近所の施設を利用する。

そうしないと、例えば、言葉も違うじゃないですか。散歩に行ったときに、なじみの場所もないじゃないですか。家族が面会に行きにくくなるじゃないですか。お知り合いも面会に行きにくくなるじゃないですか。本当にそんなことをやっていって、皆さん、いいんですか。

例えば、私も、認知症のお年寄りのグループホーム、ずっと、本も書いて、運動してきました。特に認知症のお年寄り、環境が変化すると認知症が悪化するんです。できる限りなじみの環境で、できる限りなじみの人間関係でお世話していくというのが、グループホームの理念です。そういう理念を、田村大臣、変えることになるんですよ。

ですから、私が言っているのは、誤解があったかもしれませんが、地方の高齢者を都市部に移すのもよくないと言っているんです。環境の変化をさせるのがよくない。ドイツには、お年寄りの格言で、老いた木は植えかえるなという言葉があるんです。環境の変化はよくないんです。

では、田村大臣にお聞きしますが、認知症の高齢者が多いわけですね、特養待機者に。ということは、認知症の高齢者というのは、なかなか、どこの老人ホームに入りたいということ判断できないと思います。認知症の高齢者に関しては、判断ができない場合は、今回のような遠く離れた特養には入居してもらわないということでしょうか、本人の意思がとおっしゃった以上は。(発言する者あり)

○松本委員長 御静粛に願います。

○田村国務大臣 まず、これは、杉並がもう地域包括ケアをしないとやっているんじゃないんですよ。地域でちゃんと包括ケアシステムは組んで、地域密着型のサービスもお考えになっておられるし、いろいろなことをやろうという中において、御本人の意思で、そのような形で、老後、南伊豆に行かれないという方がそちらの方に行かれるのは、それはいいんじゃないですかね、私は。(山井委員「認知症の方はどうなんですか」と呼ぶ)

待機者の八割が本当に認知症なのかどうか、私はそれは存じません。四十数万人いる待機者の八割が認知症だったら、大変なことだというふうに思いますけれども。

だけれども、認知症の方々にもお元気なときの自由はあるわけですね。お元気な、認知症になる前ですよ。そのときに、私が施設に入るのならば南伊豆がいい、あそこに入れてほしいと言われる自由はあるわけですよ。

認知症は認知症の専門のそういう施設があるわけでしょう、グループホームにしても。まあ、これが南伊豆にあるかどうかわかりませんよ。そういう方々が、認知症の専門の対応のところで、御本人の意思にのっとって御生活をされるというのであれば、それは一つの考え方であろうと思いますし、認知症だから南伊豆に行っちゃいけないなんて言ったら、南伊豆の人が怒るんじゃないですかね。

だから、私、ちょっと話がよくわかりません。あくまでも、無理やり行かせるというのは問題があると思いますけれども、そうではないと私は認識をいたしておりますから、それは決して悪いことではないのではないのかなというふうにお答えをさせていただいているんです。

○山井委員 大臣、これは非常に重要な議論なんですよ。

そういうことを認め出すと、一つの効果は、ああ、特養を都市部にふやさなくてもいいんだなということにもなりかねません、一步間違うと。

それに、先ほど言ったように、大規模な特養がつかれなかったら、こういう十人規模の小規模なグループホームをつくったらいいじゃないですか。そうしたら、知り合いも話しに行けるじゃないですか、家族も行きやすいじゃないですか。都市部に大規模なものをつくれとは言いませんよ、土地がなかったり、土地が高かったら。そういう努力をするのがやはり厚生労働省ですよ。これは本当に私は大変なことになる。

それに、そもそも、では、田村大臣、こういう検討をしると言い出したのは産業競争力会議ですよ。産業競争力会議が、成長戦略としてこういうことを考えているわけですよ。言っちゃ悪いけれども、お年寄りのためを考えてこの案が出てきたとは私は思いませんよ。

これは、産業競争力会議から言われなくても、厚生労働省としてはこういう検討をしようと思っていましたか。結局、産業競争力会議から言われて、仕方なしにやっているんじゃないんですか。

○田村国務大臣 こういう議論は以前からありましたよね。それはもう山井委員も御承知のことだと思います。

一方で、グループホームは南伊豆町はやっていませんから特養の話なんですけれども、特養がなかなか都市部でつくれない、しかし待機者が多い、これはどうするんだという社会的な問題があることは御承知だと思います。

山井委員が、もし、こういう御議論の中で、都会に特養の待機者が全く今いないという話、民主党のときに全部解決されたということであれば、こんな問題はそもそも起こらないわけであります。

そういうニーズにどう応えるかと考えたときに、これは、「南伊豆町」と書いてありますけれども、そうじゃなくて、例えば、都市近郊の地域がございますよね。例えば埼玉県、千葉県、比較的東京に近いところ。東京の方々、それぞれの区に近い県で、電車等々で三十分ぐらいで行けるようなところ。こういうところなんかには特養をつくってはどうか、これならば家族も通えるんじゃないかというような御議論も、以前からあったことは事実であります。

そういうことを、これは、私は今、こんなことを議論しているわけじゃありませんよ、そういう議論もあったということも踏まえながら、いろいろな御議論をいただくということは自由でございますので、御本人の方々も、どこか特養に入りたいけれども入れないんだというような、そういうニーズもどうすれば解消できるんだと。それは、二十三区内でなかなかつくれないというときにどうするんだということも含めて、いろいろな御議論。

一方で、地域でどうやって介護を支えるんだということは、当然のごとく、厚生労働省は今、その方向で進めているわけですから、これをやめたと我々が言ったら、山井議員に全く方向が変わったのかと言われるかもわかりませんが、そこはそこで今、全勢力でやっているわけですよ。

だから、そこも御理解をいただきながら、しかし、そういうニーズもあるという中で議論が始まっておるということでございますから、ここは御理解をいただければありがたいなというふうに思います。

○山井委員 私ははっきり言います。この検討はやめるべきです。非常に誤解を招く。

それで、御存じのように、待機者は多い。しかし、残念ながら、家族のニーズと要介護高齢者のニーズは必ずしも一緒じゃないんです。家族は入れたいと思っているかもしれない、でも、お年寄りの多くは、当たり前じゃないですか、住みなれた地域にいたいんですよ。遠くに行ったら、知り合いの茶飲み友達のおじいさん、おばあさんと、もう一生会えないかもしれないんですよ。近所だったら家族は毎日来られるかもしれないじゃないですか。南伊豆に毎日行けるんですか。

一〇〇%行きたいという人だったら私も百歩譲りますけれども、そういう人はごく一部なんです。いざこういうのができたら、不本意ながらも行かされる人がふえてくるんですよ。私たち民主党政権のときには、こういうことはだめだということはずっと言い続けてきました。

それで、私は、特養とともに二十四時間巡回型ホームヘルプ、夜間もホームヘルパーさんが何回も来てもらえるようにすればいいと。私、これは、二十年前に書いた本でも、巡回型二十四時間ホームヘルプが日本に必要だと書き続けて、二十年間言い続けて、こういうことを実現するために私も国会議員になりました。

ところが、なかなかふえていないんです。こういうものができれば、特養の待機者も在宅で暮らせる人がふえるんですね。しかし、採算がとりにくい、コストが高いということで、なかなか予定どおりふえていないんです。

よ。これは、百八十九の予定だったのが、まだ百二十の市町村しかふえていない。これをもっとふやすために財政的支援をするとか、そういう措置を講ずるべきじゃないですか。田村さん、どうですか。(発言する者あり)

○松本委員長 御静粛に願います。

○田村国務大臣 二十四時間型の定期巡回・随時対応型サービスというものは、私もこれはすばらしいと思いますよ。これは民主党政権のときにこの制度を導入しましたから、そういう意味では、よく御健闘というか、頑張っていたのだなというふうに思います。そこは敬意を表しますが、結果、ふえていないという理由ですよ。だから、理想はそうですけれども、現実はその簡単じゃないということを、まさに皆様方が証明されたわけですよ、これは。

要するに、進めようとしても、一つは都会と地方の違いがあります。地方、特に中山間地は移動時間にとられますので、これは単価をよほど設定しないと効率が悪くなるわけですね、当然のごとく。すると事業者が手を挙げないわけですよ。

一方で、都市部は採算が合う制度設計をしているはずなんです。実際問題、今、現状をいろいろと調べてみますと、夜間にサービスをされておられる方々というのは本当に少ないんですよ。少ないんです。昼間定期巡回していれば、それで大体事足りている。そういう状況は、これはもう、山井委員、調べていただいたらわかる。

ですから、いや、首を振らなくていいんですよ、私はあなたの方向で今から意見を言うんだから。首を振る必要はない。

私が言っているのは、だから、事業者にこれを周知徹底すれば、採算が合うからもっと入ってきていただけるはずなんです。ところが、皆さん、事業者の方々も、夜間たくさん呼ばれるとすれば、よほど単価を上げてもらわないと参入できないと思われて、参入されないんです。

ですから、そこをちゃんと事例を、こういう事例です、やってみてください、モデルケースは今こうなっていますというようなことを説明して、やはりどんどん都市部、地方の都市部も含めて参入をいただくように、我々、努力をしまいたいと思います。

ただ、単価を上げればいいというのは、財政状況はあなたも御承知のほうですよ。あなた方民主党政権のときも、かなり厳しい中で介護保険料の改正をやられた。そのときに、あなた方はこれにちゃんと手をつけられなかったじゃないですか。それは、それだけ厳しいんですよ。今あなたはそうやって無責任におっしゃられますけれども、責任のあるときにはつけられなかったんですよ。だから進まなかったと、あなた、自分から言っているんですよ。

そこは御理解をいただきながら、実態を見て、ちゃんと採算が合うんだからということ、ただ単に介護報酬を上げるだけじゃなくて、ちゃんと説明した上で都市部で広げていく。一方で、地方、中山間部はどうするかということは、別途、これからいろいろな検討はしていかなければならないと思っております。

○山井委員 私の意見は、住みなれていない地域に特養をつくってそこに入れてもらうよりは、単価を上げてでも二十四時間ホームヘルプをやって、住みなれた地域でやることの方がいいんじゃないかということを行っているわけです。

そこで、もう一つ、また介護保険の改悪を考えておられるようですが、軽度者、要支援を介護保険から外するという議論をされている。これは来年の通常国会で、介護保険法改正、三年ごとですから、出てくるんじゃないかと思っておりますが、その中にこれも入る可能性があると思っております、今検討されているわけですから。

しかし、端的に言うと、もちろん、要支援の方々の、軽度者へのサービスに多少無駄な部分が、全くないかと言われたら、もしかしたら少しはあるかもしれない。しかし、私は、これを介護保険から外したり、市町村事業に移すというのには反対です。

その理由は、今受けている週一回のデイサービス、週一回のホームヘルプがもし受けられなくなったら、症状が悪化する、うつ症状が進む、閉じこもりになる、あるいは認知症が悪化する。

実際、週に一遍のヘルパーさんとのつながりが、もう家族以上に深いという人や、週に一遍デイサービスに行けるようになったから、今までずっと閉じこもっていた高齢者がお風呂に入れるようになった、あるいは交流ができた、そういう方々に、これから受けられなくなりますよ、あるいは回数は減らしますよなんということにな



ったら、大変なことになると思います。

このように、この要支援を介護保険から外したり市町村事業にしたら、症状が悪化する、そのような心配、田村大臣は思われませんか。

○田村国務大臣 野党のときには、我々自民党も、やはり与党のときよりかは責任がないわけでありまして、いろいろなことも申し上げてきたわけでありまして、ですから、今、山井議員がおっしゃられるのは、今は与党ではございませんから、与党のときよりかは過激なことをおっしゃられるということは私も理解しながら、申し上げます。

実際問題、民主党のときの制度改正でもこの議論は出てまいりました。議論の中で出てきて、最終的に、党内でいろいろな議論をされる中において、時期尚早ということで多分外されたというふうに思います。

今委員がおっしゃられたことはもっともなことがございまして、例えば、家事支援、援助、こういうものも含めて、全くそれを介護保険から外してしまうということに関して、どうなんだと。そうなれば、今よりも、今は要支援かもわからないけれども、介護度が上がってしまって、要介護になる可能性があるじゃないか。つまり、サービスが全くなくなってしまうたら、それは生活が立ち行かなくなっちゃう。それは、配食もそうでしょうし、見守りもそうでありましょうし、いろいろなものがあると思います。

そこで、そういうものが地方でちゃんと受け皿ができない限りは、それは、ないのには移せないですね。だから、地方に受け皿をこれからつくっていくことが大事であるという議論なんだと思います。

その上で、この介護保険という中でどうこれから見ていくか、また、どう移していくか。

いきなり全て移せば、サービスがなくて大変なことになるということは、我々も十分に、それは担当省庁でございましてわかっておりますので、サービスの劣化というものがない中においてそういうことができるかどうかということ、今議論をいろいろなところでされておられるというふうに認識をいたしておりますので、そういう御議論を踏まえて、実際問題サービスを受けられる方々が困らないように対応してまいりたいというふうに思います。

○山井委員 きょう、四十五分間質問をさせていただきましたが、本当に、限定正社員という名のもとに解雇されやすくなってしまふ、そういう心配が非常に高まっている。

また、先ほども、田村大臣、いろいろ答弁されましたけれども、非常に私ショックだったのは、何が何でも高齢者には、望めばですよ、当たり前ですが、望めば住みなれた地域で暮らしてもらえという原則が、今これで転換されようとしていると。そう受け取る人はいます。

田村大臣、それは笑い事じゃないですよ。新聞に、杉並区、南伊豆町、好事例、いい事例、横展開と載っていったら、それを見た人は、基本的には、ああ、そういう方向性になってきたんだなというふうに理解はします、それは。

さらに、介護保険に関しても、軽度者を切り外す方向で、受け皿があるのかないのかわからないけれども、今議論をされている。七十歳から七十四歳の自己負担は二割に上げる。さらに、七十五歳以上の二割というのも国民会議で議論をする。さらに、アベノミクスで物価が上昇すれば年金は目減りする。

そういう意味では、このような、本当に社会保障がどんどんカットされつつあるというのは、私は断じて許せないと思っております。

以上で質問を終わります。答弁があるんだしたらお願いします。

○田村国務大臣 七十歳から七十四歳を二割に戻せと言われたのはあなた方です。

○山井委員 それでも、私たちはそれをしませんでした。

以上、終わります。(発言する者あり)